

空き家対策の取組について

空家等対策特別措置法の制定

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等において地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用を推進するため、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として「空家等対策の推進に関する特別措置法」を制定【H26.11.26公布、H27.5.26全面施行】

《国・市町村・県の役割》

①法第5条

国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針を定める。

②法第6条・7条

市町村は、空家等に関する対策を実施するため、国の基本指針に則して、空家等対策計画を定める。
空家等対策計画に作成等に関する協議を行う協議会を組織する。

③法第8条

都道府県知事は、空家等対策計画の作成等及び市町村が講じる措置について、情報提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行う。

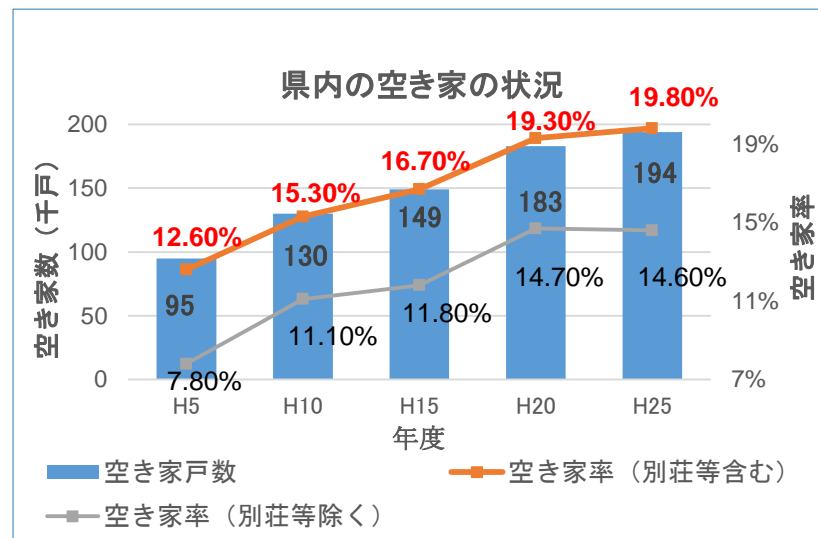
※

※

※ 法 15 条…国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく対策の適切かつ円滑な実施に資するため、対策に要する費用の補助等その他必要な財政上の措置を講ずるものとする。

➡【国交省事業】『空き家再生推進事業（社資交）』（県内H24～）、『空き家対策総合支援事業』（H28～）
…市町村が実施する空き家の活用・除却費用を補助

県内の空き家の状況



- 空き家の戸数は20年間で約2倍に増加
- 空き家率は全国2番目に高い（別荘等を除くと全国16番目）



活用されていない空き家の事例



倒壊に至った空き家の事例

長野県の取組

○空き家対策市町村連絡会・地域連絡会の設置

- ・県と全市町村で構成する連絡会設置
- ・15市町村によるワーキンググループ会議開催
- ・空き家所有者に向けた啓発パンフレット作成
- ・10地域に市町村と県の地域連絡会を設置

○空き家対策支援協議会・相談窓口の設置

- ・建築、不動産、法律等空き家に関する専門家団体との連携による支援協議会設立
- ・県内12箇所に空き家相談窓口開設【H27.11月～H29年3月末まで190件相談受付】

○市町村サポート事業の実施

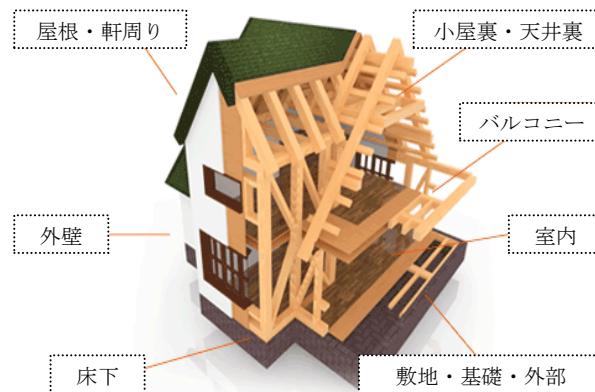
- ・学識経験者、空き家対策先進自治体及び先駆的民間事業者を招き空き家対策セミナーを開催
- ・市町村の空き家対策推進のため、建築士や司法書士等専門家を派遣【H28～29:11市町村延べ32名】

○あんしん空き家流通促進事業の実施

- ・既存ストックの活用を図り、中古住宅の流通を促進するため既存住宅現況検査（インスペクション）及び既存住宅売買瑕疵保険の費用の一部を補助【H28:54件、H29:69件】



空き家対策セミナーの状況（H28.9.2）



【インスペクション】の基本的な検査箇所

市町村の取組（H30.3月末現在）

空家等対策計画策定状況（法律に基づき市町村が定める計画）

策定済み【28市町村】	長野市、岡谷市、飯田市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、大田市、茅野市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、南相木村、北相木村、下諏訪町、辰野町、箕輪町、南箕輪村、阿智村、豊丘村、南木曾町、木祖村、筑北村、池田町、小谷村、坂城町、栄村（12市7町9村）
H30年度中予定	松本市、上田市、諏訪市、富士見町、青木村、天龍村、山ノ内町、信濃町（3市3町2村）

協議会設置状況（法律に基づき市町村が設置する協議会）

設置済み【31市町村】	長野市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、駒ヶ根市、中野市、大田市、茅野市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、下諏訪町、富士見町、辰野町、箕輪町、阿智村、天龍村、豊丘村、南木曾町、木祖村、筑北村、池田町、小谷村、坂城町、野沢温泉村、栄村（15市8町8村）
H30年度中予定	松本市、伊那市、青木村、喬木村、山ノ内町、信濃町（2市2町2村）

代執行による特定空き家の撤去

実施	高森町（H28.3.29） 筑北村（H29.2.21） 長野市（H30.3.29）
----	-------------------------------------------------



【高森町の事例】



執行前

執行後

国交省空き家補助活用状況 ※ H24～29

《※空き家再生等推進事業（社会資本交付金）及び空き家対策総合支援事業（補助金）…対策計画が必要》

活用事業	1町6村	除却事業	2市2町5村	実態調査	6市2町2村
------	------	------	--------	------	--------